

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」 13歳未満の子どもに対する、以下の行為を禁止。

不安を与える行為の禁止

<第8条>

何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの（以下「監督保護者」という。）が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①甘言（かんげん）又は虚言（きょげん）を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。
- ②義務のない行為を行うことを要求すること。

Q 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることって、どんなこと？

A （例）一人で遊んでいる女の子に、「おもちゃを買ってあげるよ。」と声をかけて、惑わす行為など。

Q 義務のない行為を行うことを要求することって、どんなこと？

A （例）一人で遊んでいる女の子に近づいて、「名前と住所教えて」と義務のないことを要求する行為など。

威迫する行為等の禁止

<第9条>

何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①いいがかりをつけ、又はすごむこと。
- ②身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。

Q いいがかりをつけ、又はすごむことって、どんなこと？

A （例）子どもが見てもいないのに、「お前、見たな。何、人の顔見ているんや。」と、声を荒げていいがかりをつける行為など。

Q 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうことって、どんなこと？

A （例）下校中の小学生に近づき、ランドセルに手をかける行為など。

罰則が規定されています。

常習として不安を与える行為を行った者〔威迫する行為等を行った者〕は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処されます。

地域で防犯活動をされている皆さんへ

- 上記の規制は、
 - ◆登下校の見守り活動中に行う子どもたちへの挨拶
 - ◆危険な行為をしている子どもへの注意喚起
 - ◆公園・空き地、人通りの少ない路地などで一人遊びをしている子どもに早く帰るよう促す声かけなど、子どもの健全育成等のために行う日常の挨拶や声かけなどを規制するものではありません。
- 禁止されている行為を発見した場合には、子どもを落ち着かせ、子どもの状況を確認した上で、警察官等への通報に努めてください。



大阪府 政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話:06(6944)7506 / fax:06(6944)6649

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/chiantaisaku/>



【協賛】こどもの安全安心を見守る 公益財団法人 日本公衆電話会

ホームページ <http://www.pcom.or.jp>